

第2号

令和3年

3月1日発行

古河市農業委員会だより

～農地と食を守る農業委員会～



ハウスの中で花弁を開かせるバラ。諸川のクロスバラ園では周年出荷で約10種類を生産しています。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で需要が落ち込みましたが、現在は出荷量も増えています。気持ちを明るくしてくれる花で日常に彩りを添えてみてはいかがでしょうか。

農業委員会総会日程等のお知らせ

開催日 毎月10日(変更の場合あり)
場所 三和庁舎会議室
受付内容 農地転用、所有権移転の申請
など
受付期間 毎月17日～20日
(20日が日曜・祝日のときは
次の開庁日)

農地転用は許可が必要です

農地を農地以外の目的で使用するときは農業委員会の許可が必要です。農地の所在、使用の目的、所有者変更の有無、耕作状況等により提出書類が異なります。詳細は、農業委員会事務局にお問い合わせください。

人・農地プランの実質化を進めています

人・農地プランって？

「後継者が不在で、所有している農地の今後が気がかりだ」、「高齢になりこれまでのように耕作できなくなってきた」、「農業規模を広げたいが耕作農地がなかなか見つからない」など、農地に関する相談が数多く寄せられ、当事者だけでは解決が困難な状況になってきています。

これらを解決するため、地域農業の状況を把握して将来について話し合い、方針を定めた計画を「人・農地プラン」といいます。

農地利用実態調査

農地所有者がこれから農地をどうしていきたいか、その意向を把握するため、農業委員会から対象者に「農地利用実態調査」を送付しています。

調査項目

- 1 農業の形態について
- 2 農業後継者あつぎについて
- 3 経営規模の意向について
- 4 現在、相対で貸し借りしている農地はありますか
- 5 将来(5～10年後)の農地の1筆ごとの利用意向について

地域の状況を把握しやすくするため、回答いただいた意向と耕作者の年齢構成などの情報をまとめ、色付けた地図を作成します。意向調査が届いた農地所有者は、農業の将来のために、ぜひご回答ください。

| 農地基本台帳 | | 農地基本台帳 | |
|--------|------|--------|------|
| 筆番号 | 所有者 | 筆番号 | 所有者 |
| 0000 | 〇〇〇〇 | 0001 | 〇〇〇〇 |
| 0001 | 〇〇〇〇 | 0002 | 〇〇〇〇 |
| 0002 | 〇〇〇〇 | 0003 | 〇〇〇〇 |
| 0003 | 〇〇〇〇 | 0004 | 〇〇〇〇 |
| 0004 | 〇〇〇〇 | 0005 | 〇〇〇〇 |
| 0005 | 〇〇〇〇 | 0006 | 〇〇〇〇 |
| 0006 | 〇〇〇〇 | 0007 | 〇〇〇〇 |
| 0007 | 〇〇〇〇 | 0008 | 〇〇〇〇 |
| 0008 | 〇〇〇〇 | 0009 | 〇〇〇〇 |
| 0009 | 〇〇〇〇 | 0010 | 〇〇〇〇 |
| 0010 | 〇〇〇〇 | 0011 | 〇〇〇〇 |
| 0011 | 〇〇〇〇 | 0012 | 〇〇〇〇 |
| 0012 | 〇〇〇〇 | 0013 | 〇〇〇〇 |
| 0013 | 〇〇〇〇 | 0014 | 〇〇〇〇 |
| 0014 | 〇〇〇〇 | 0015 | 〇〇〇〇 |
| 0015 | 〇〇〇〇 | 0016 | 〇〇〇〇 |
| 0016 | 〇〇〇〇 | 0017 | 〇〇〇〇 |
| 0017 | 〇〇〇〇 | 0018 | 〇〇〇〇 |
| 0018 | 〇〇〇〇 | 0019 | 〇〇〇〇 |
| 0019 | 〇〇〇〇 | 0020 | 〇〇〇〇 |

令和2年度農地利用実態調査 (回答用紙)

令和2年度農地利用実態調査 (回答用紙)

記入者氏名 _____ 年齢 _____ 歳

(調査する筆番号に○をつけて下さい)

問1 農業経営の形態について
 (1)専業農家
 (2)兼業農家
 (3)農業を行っていない。

問2 農業後継者(あつぎ)について
 (1)いる
 (2)いない

問3 経営規模の意向について
 (1)現状維持
 (2)規模を縮小したい
 (3)規模を伸ばしたい
 (4)農業をやめたい

問4 現在、相対で貸し借りしている農地がありますか
 (1)ある
 (2)ない

問5 将来(5年～10年後)の農地の1筆ごとの利用意向について
 (1)継続 農地基本台帳の右にある利用法欄に継続の記入欄(1)～(5)の番号を土壌の筆ごとに記入してください。

この回答用紙と農地基本台帳の2つを返信用封筒にて、ご返送をお願いします。

▲農地基本台帳 (記入例)

プランの実質化

調査結果から作成した地図を用いて、地域で話し合いを進めます。農地を貸したい人、耕作地を拡大したい人などに参加してもらい、地域の実情に応じた課題を整理し、その解決方法を話し合っていきます。



▲尾崎地域の地図

将来のために

実質化した人・農地プランは、継続的に実行していくことが重要です。プランの推進は農地の所有者や耕作者だけでなく、農業にかかわる組織が一体となって進める必要があります。地域農業の将来について、地域全体で考えてみませんか。

タブレットを利用した荒廃農地の現地調査を実施

現地調査を行いました

令和2年10月から11月にかけて農地の現地調査を実施しました。これは農地法第30条の規定により農地が適正に管理されているかどうか、市内全域の農地を毎年調査するものです。

農業委員と農地利用最適化推進委員44人が8班に分かれて担当地区を調査しました。タブレットを利用した調査は今回で2回目ということもあり、委員は手慣れた様子で調査を進めていました。



▶ 現地調査を行う農業委員

農地の適正管理を

調査により、荒廃農地と判断された農地の所有者に「農地利用意向調査」を実施します。

調査対象者には、令和3年2月に通知を発送しましたので、今後の利用意向について回答をお願いします。

農地における利用の意向について

平成 年 月 日
住所
氏名
電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。
 但し、本年10月1日以前に農地法第30条第1項の規定による適正管理の届出がなされていない場合は、農地法（旧法）第30条第2項第2号「第39条第1項の規定による適正管理の届出により、管理権等の設定が行われる農地であること」に準じていただきます。

当該農地について、農地中間管理事業を利用します。(※1)

当該農地について、農地利用最適化推進委員（調査員・〇〇）が行う農地所有権管理事業を利用します。(※2)

当該農地について、自ら所有権の移転又は賃貸借その他の権利取得を目的とする権利の取得若しくは移転を行います。

自ら耕作します。

その他

（自由記述欄）

※1 農地中間管理事業の農地についての事業の概要
 ※2 農地利用最適化推進委員の業務の概要

農地の所在等

| 所在・地番 | 期日 | 面積（㎡） |
|-------|----|-------|
| | | |

▶ 農地利用意向調査の調査票

自ら耕作することが難しい場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法を利用した貸借をする事ができます。耕作しない期間が長くなるほど再生が難しくなります。貸借の手続きについては、農業委員会事務局に問い合わせください。

引き続き農地の適正な管理をお願いします。

貸したい農地ありませんか？

～農地中間管理事業を利用しましょう～

借り受けられる農地の基準

- ◆ 農業振興地域内の農地であること
- ◆ 10年以上の貸付が可能であること
- ◆ 土地改良区賦課金の滞納がないこと
- ◆ 再生作業が困難な遊休農地ではないこと
- ◆ 隣接地との境界が確定されていること
- ◆ 大型農業機械が通行できる道があること



貸したい人のメリット

- 賃料は機構を通して支払われるため、管理が容易になります。
- 期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。

借りたい人のメリット

- 長期の耕作が可能になり、安定的な経営ができます。
- 賃料の支払いを所有者に届ける必要がなくなります。

テレビ取材がありました

令和2年10月、諸川のクロスバラ園でNHKBS放送のテレビ番組取材が行われました。新型コロナウイルス感染症防止対策のため、マスクやフェイスシールドを着用し、消毒を何度も行いながらの取材でした。

栃木県出身のU字工事さんから、バラ栽培のコツや出荷の仕方などを聞かれた黒子さんは、軽快な口調で答えていました。バラ園には、JA茨城むつみ三和地区花き生産部会の会員も集まり、古河市の花きをPRしました。



新規就農者を紹介します

平成29年に就農した宍戸俊彦さん（56歳、仁連）。仁連小学校の収穫体験ボランティアを機に、さつまいもの可能性に魅力を感じ、製造業から農業の分野に転身しました。ずっと大地に関われる農業に魅力を感じていた宍戸さん。現在は野菜栽培のみならず、干し芋や焼き芋の製造も行っています。ネギなどの根菜類を栽培する中で「努力や研究の成果が収穫、売り上げに反映されるので、とてもやりがいがある」と感じています。今後の活躍が楽しみです。



◆農地の賃借料情報◆

令和元年1月から12月に、利用権設定により締結された10アール当たりの賃借料をお知らせします。

賃借料決定の際の目安としてご利用ください。

| | 田 | 畑 |
|------|---------|---------|
| 古河市 | 12,700円 | 10,200円 |
| 三和地区 | 13,000円 | 11,200円 |
| 総和地区 | 12,600円 | 8,100円 |
| 古河地区 | 9,100円 | 事例なし |

※現物玄米60キログラムは14,843円で換算。



編集後記

梅の花の香りが漂う季節になってまいりました。農業委員会だよりをホームページに掲載するようになって、2回目の発行となります。

農業経営者は、作物のウイルス病の怖さは十分に理解していますが、改めて新型コロナウイルスの脅威を痛感しています。

免疫力を高める食べ物や野菜を皆さまにお届けするべく日夜頑張っています。一日も早く平穏な日常が戻ることを願っています。

黒子 邦夫

広報委員

委員長 黒子 邦夫
副委員長 荒川 重男
委員 増田 榮一
委員 山田 正一
委員 関口 正一
委員 湯本 豊
顧問 船橋 新五